

新旧対照表（抄）

○ 中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月中央区条例第二十三号）

新	旧
<p>（扶養手当） 第三十二条の二 第十一条及び第十二条 年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 附 則 （施行期日） 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。 （中央区立幼稚園教育職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正） 2 中央区立幼稚園教育職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和四年十月中央区条例第三十五号）の一部を次のように改正する。 附則第十項中「、第十二条及び第十四条」を「及び第十二条」に改める。</p>	<p>（扶養手当及び住居手当） 第三十二条の二 第十一条、第十二条及び第十四条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>

新旧対照表（抄）

○ 中央区立幼稚園教育職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和四年十月中央区条例第三十五号）

<p>新</p>	<p>附則 1から9まで（略） 10 中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例第十一条及び第十二条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 11（略）</p>
<p>旧</p>	<p>附則 1から9まで（略） 10 中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例第十一条、第十二条及び第十四条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 11（略）</p>